破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７５５号
大阪府羽曳野市桃山台３丁目１番18号
破産者　江頭　　操
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１７６１号
山梨県大月市大月町花咲1654―５　三輪ハイツＡ２号室、住民票上の住所大阪府泉佐野市佐野台98番地　佐野台住宅22―485
破産者　泉　　明広
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
大阪府松原市新堂２丁目11番24号、開始決定時の住所大阪府松原市岡７丁目261番地の61
破産者　本田　　勲
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６５号
横浜市中区山元町１丁目57番地
破産者　太田　光一
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３８号
横浜市緑区台村町352番地１　ピコ中山603
破産者　粟崎　尚子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１５９号
奈良県天理市永原町391―６、申立時の住所奈良県天理市指柳町223　パストラーレＣ715
破産者　吉武　治郎
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６９８号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地１　ＥＳＴ30Ｇ―105号、申立時の住所奈良市大宮町４丁目314番地の１　グリーンコーポ２―209号
破産者　田中　　誓
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1381番地
破産者　平井　　侑
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
広島市中区橋本町７番５号三宝ビル403、住民票上の住所広島市西区中広町２丁目６番７―207号
破産者　三木　謙一
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６４６号
広島県廿日市市塩屋２丁目５番11号
破産者　松尾　美穂
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
大分市明野南２丁目16番12号
破産者　畔津　利幸
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３号
大分県別府市石垣西６丁目６番13―404号
破産者　近藤　久子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
大分県別府市平田町17番22号
破産者　若杉　数幸
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
大分市大字森100番地の28
破産者　徳丸秀一郎
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０９号
大分市大字森100番地の28
破産者　徳丸日出子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５０号
青森市虹ヶ丘１丁目７番地22
破産者　堀内　啓一
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２３９号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田67番地34
破産者　奈良　兵一
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２４０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田67番地34
破産者　奈良まり子
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第３０８８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目35番18号
破産者　長岡　春秋
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部